

市民体育祭グラウンド・ゴルフ大会競技規程

(出場資格)

第1項 さくら市在住者（学生・生徒不可）

ただし、行政区内に現に居住していない者であっても、過去に居住したことがある場合、当該行政区から出場できることとする。（以下「ふるさと選手」という。）ふるさと選手として参加できる者は以下①、②、③の条件を満たすこととする。

また、ふるさと選手は1名まで認める。

- ① 過去に5年以上当該行政区内に居住したことがあること。
- ② 大会当日、市内に居住している者がふるさと選手として過去に居住していた行政区から出場する場合は、現に居住する行政区関係者の了承を得ること。
- ③ 5年以上居住したことがある地区が市内に2ヶ所以上ある者についての本大会でのチーム登録は1チームまでとする。

(競技方法)

第2項 (1) 大会役員により設定された32ホール（8ホール×4ラウンド）のストロークマッチとする。

(2) 団体戦とし、チーム全員の合計打数の少ない順に、順位を決定する。

(3) 打数が同じ場合は、最少打数の多いチームの勝ちとする。

それでも同じ場合は、平均年齢の高いチームの勝ちとする。

(チーム編成)

第3項 1チーム7名とし、競技者6名・補欠1名とする。

(競技規則)

第4項 現行（社）日本グラウンド・ゴルフ協会ルールを準用する。

(その他)

第5項 (1) ゴルフ用品は各自で持参する。

(2) 競技者は行政区名が書かれたゼッケンを着用する。

(3) 選手の交代を認めるが、交代はラウンド間が望ましい。

(4) 準備のため各行政区1名、午前7時30分に集合してください。

(5) 記録については、自己申告制とし、自分と次打者の打数を記録する。